

## マージン率等の情報提供について

### ① 令和6年6月1日付け 派遣労働者数

0人

### ② 令和6年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

0事業所

### ③ 令和5年度(令和5年9月1日～令和6年8月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

0円(8時間 全業務平均)

### ④ 令和5年度(令和5年9月1日～令和6年8月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

0円(8時間 全業務平均)

### ⑤ 令和5年度(令和5年9月1日～令和6年8月31日) マージン率

0%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right] - \left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8時間)当たりの賃金の額の平均額} \right]}{\left[ \frac{\text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日}}{(8時間)当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。

※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくなることが望ましい。

### ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者 )

当該労使協定の有効期間の終期 (令和 7 年 3 月 31 日 )

締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

### ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

**訓練内容** (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別       | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|------------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 入職時等基礎研修   | 雇入時                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| プログラミング研修  | 派遣中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| システム開発設計研修 | 派遣中                          | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 初級中級管理者研修  | 入社2年目以降の派遣労働者                | OFF-JT             | 無償               | 有給            |
| 上級管理者研修    | 入社4年目以降の派遣労働者                | OJT・OFF-JT         | 無償               | 有給            |

**キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先** 相談窓口 廣川 力 電話番号 06-6125-2501

### ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 株式会社 ウィズプラン  
許可番号 派27-303334